

## 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた目黒区立中央町社会教育館の 利用者ガイドライン

このガイドラインは、目黒区立中央町社会教育館（以下、「館」という。）において、研修室等の利用における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインです。

なお、このガイドラインは、国や東京都の方針や、目黒区内等の感染症の発生動向を踏まえ、適宜変更するものとします。

### 1 基本的事項

館の利用にあたっては、①密閉空間（換気の悪い密閉空間）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場所（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）の「三つの密」を避けて、施設を利用するものとします。

感染症防止のためマスクを必ず着用の上、大声での発声や歌唱、近接した距離での会話、呼気が激しくなるような運動、利用者同士の頻繁な接触が想定される活動は、当面の間、利用をお控えください。

### 2 利用者が順守すべき感染症防止対策

#### (1) マスクの着用及び大きな声での会話等の制限

感染症拡大防止のため、活動中も含めて、必ずマスクを着用してください。

- ①マスクを着用したままであっても、大きな会話、発声、激しい呼気を伴う活動はできません。
- ②マスクを着用したままではできない活動は、利用できません。

#### (2) 体調不良者の利用禁止

以下に該当する場合は利用をご遠慮ください。

- ①来館前に検温を行い37.5度以上の発熱（または平熱比1度超過）があった場合
- ②体調が良くない場合  
息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさがある方、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある方
- ③過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触のある方
- ④新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある方

#### (3) 手洗い・手指消毒の徹底

入館時は手洗いやアルコール消毒液による手指消毒を行ってください。

#### (4) 利用人数の制限

- ①利用人数は、各研修室等の定員の2分の1までとします。ただし、レクリエーションホールは窓がないため、合唱、楽器演奏、ダンス、演劇、体操などの活動については、定員の3分の1以下でのご利用となります。
- ②第3研修室については、換気力の関係から、会議程度の活動のみ利用可能です（軽運動、大きな発声を伴う活動は不可）。

#### (5) 人的距離（ソーシャルディスタンス）の確保

人と人との距離は、2m（最低1m）を確保して活動してください。接触を伴う活動（手をつなぐ、組み合う等）はお控えください。

## (6) 換気の確保

- ① 30分に1回以上（運動や会話以上の音や振動を伴う活動にあつては、15分に1回以上）、活動の休憩時間を設け、窓とドアを開けて換気を行ってください。その際は他の利用者や近隣のご迷惑とならないよう注意してください。
- ② 常時、窓の開放が可能な研修室等においては、窓を開けて活動してください。
- ③ 常時窓の開放ができない研修室等のドアは、開けたままご利用ください。
- ④ 換気上の理由から、第3研修室は、第4研修室との間にあるパテーションを開けた状態をご利用ください。また、第4研修室のみのご利用はできません。
- ⑤ 窓がないため、レクリエーションホール、第3研修室（※第4研修室を含む）については、ドアを開けたままにし、備え付けのサーキュレーターにより、通気を確保してください。なお、換気のため非常口を開けております。当館はマンション内にある施設のため、レクリエーションホールをご利用の際には近隣の迷惑にならないよう、音出しについてのご配慮をお願いします。

## (7) 飲食の禁止

水分補給を目的としたもの以外は、各研修室等（調理実習室を除く）での飲食はできません。

## 3 その他の施設利用に関する事項

### (1) 窓がない研修室等の利用中止

窓がなくドアも1箇所しかないため、十分な換気が見込めない研修室等（第1研修室、第2研修室）は、当面の間、利用を中止いたします。

### (2) 利用の停止措置

活動により生じる音や振動等について、他の利用者や近隣等から苦情の申出があった場合は、利用を制限させていただくことがあります。また、施設の指示にご協力いただけない場合は、利用をお断りすることがあります。

### (3) 退室届等の提出

施設利用にあたっては、上記の感染防止対策を講じ、活動が終了し退館する際には、各施設に添え付けの退室届等を提出してください。

### (4) 利用者名簿等の作成

各利用団体において、当日に参加された方の氏名及び緊急連絡先を把握して名簿などを作成し、利用日から1ヶ月間は保管してください。（必要に応じて保健所等の公的機関への協力を求められる場合があります。）

また、不特定多数の方が参加される場合は、利用できません。

### (5) 新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合の連絡

利用後2週間以内に参加者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、速やかに利用施設までご連絡ください。

## 4 施設の感染症予防措置について

- ・ ドアノブや手すり、貸出備品等複数の人が触れる場所は消毒を行っております。
- ・ 施設内は、窓を開けて館内換気を行っております。
- ・ 施設職員の体調管理を徹底するとともに、マスクの着用を行っております。

## 5 お問い合わせ

目黒区立中央町社会教育館

電話03-3713-4127